

派遣労働者の均衡待遇の推進等 に関する行政評価・監視 〈所見表示に対する回答〉

平成26年7月25日
総務省 中部管区行政評価局

中部管区行政評価局(局長:吉武洋一郎)では、派遣労働者の均衡待遇を推進する観点から、派遣会社の業務の取扱いや愛知労働局の指導・監督状況等を調査(注)し、その結果をとりまとめ、必要な改善措置について、平成26年4月18日に愛知労働局に対して通知(所見表示)しました。

平成26年7月18日、**当局の通知(所見表示)に対する回答**が愛知労働局から寄せられましたので、お知らせします。

(注) この調査は、中部管区行政評価局が平成25年12月から26年3月に実施。

〔照会先〕

総務省 中部管区行政評価局
第二部第1評価監視官室

評価監視官 水野 晴 宣
電話:052-957-2960

当局の改善所見及び愛知労働局の回答の概要①（労働者派遣法の遵守の徹底）

【改善所見】

【回答】

主な派遣法改正点における遵守事項

① 派遣元事業者に対して集団指導や個別指導等の機会をとらえ、**制度改正の一層の周知徹底**を行う。

派遣労働者に対しても**制度等の説明を丁寧に行うよう指導**する。



① 集団指導や個別指導の機会をとらえ、**改正派遣法を含む制度周知の資料を配付し、丁寧な説明**をする。

派遣元事業者の個別指導の際には**派遣元事業者が派遣労働者や登録者等に対する制度説明のための資料を配付して、派遣労働者等へ制度等の説明を丁寧**に実施するよう指導する。

② 派遣労働者の待遇の改善については、派遣元事業者を通じた派遣先事業者への**制度改正の周知**が活発に行われるよう、**派遣元に対する指導、助言**等を行う。

事業者団体等に対して**派遣労働者の待遇改善に向けた周知**を行う。



② 派遣元事業者に対して**集団指導や個別指導の機会**において、**派遣先事業者用の制度周知用リーフレット及び自主点検表を配付し、派遣先事業者に制度改正の周知**をするよう指導助言を行う。

事業者団体等に対する**集団指導等の機会をとらえ、派遣労働者の待遇改善に向けた周知**を行う(事業者団体等には、各種研修会等において当部職員が説明を行う旨の案内通知を送付済み)。

上記以外の遵守事項

① 派遣元指針、派遣先指針に定める労働者派遣に係る**基本的な遵守事項**を更に徹底させる(労働者派遣契約書、派遣元及び派遣先管理台帳の適切な記載等)。



① 個別指導や集団指導において、**見本様式等の関係資料を指導事業者全てに配付し基本的な法令遵守事項を丁寧**に指導を行う(労働者派遣契約書、派遣元及び派遣先管理台帳の適切な記載等、派遣元指針、派遣先指針について)。

② 派遣元事業者に対して、派遣先事業者用の「**自主点検表**」を契約している派遣先事業者**に周知・配布**させることなど必要な改善を図る。



② 派遣先事業者用の「**自主点検表**」については、派遣元事業者に対する個別指導及び集団指導の際に**派遣元事業者に必ず配付し、派遣元事業者から派遣先事業者に配付し、自主点検を促す**よう指導する。

当局の改善所見及び愛知労働局の回答の概要②（愛知労働局の指導・監督状況）

【改善所見】

① 集団指導への事業者の出席状況を経年的に把握するなどして、出席率を高める措置を確実にとる。



② 事業者に対する個別指導を適時、的確に実施するため、過去の指導状況を経年的、横断的に把握できるよう個別指導事業者の横断的な整理、分析等を行う。



③ 厚生労働省本省に対して、指導監督業務の省力化、より効果的な実施のため、需給調整事業システムの改訂も視野に入れた検討を提案する。



【回答】

① 集団指導への派遣元事業者の出席状況を経年的に把握する。
集団指導での説明内容に派遣労働者に対するキャリアアップ等を促進するための事業主助成制度を加えるなど、出席率を高める措置をとる。

② 事業者に対する個別指導については、過去の指導状況を経年的、横断的に把握し、整理分析を行う。
厳格な行政処分(※)と行政指導である個別指導とのバランスを考慮しつつ、上記①の集団指導に出席をしていない派遣元事業者に対しては、優先的な指導対象とするなど指導に努める。
※平成16年法改正以降、派遣元事業者数が急速に増加し、重篤な法違反には労働者派遣事業改善命令・事業停止命令を行うなど厳格な指導監督を行うこととしているところ。

③ 需給調整事業システムについては、厚生労働省本省に対して提案済み。

(注) 当局の所見表示及び愛知労働局の回答の詳細は、別紙参照。

別紙

派遣労働者の均衡待遇の推進等に関する行政評価・監視結果に基づく所見表示及び回答表

中部管区行政評価局

中部管区行政評価局の所見表示要旨（平成 26 年 4 月 18 日通知）	愛知労働局の回答要旨（平成 26 年 7 月 18 日回答）
<p>1 労働者派遣法の遵守の徹底</p> <p>(1) 平成 24 年度法改正事項の遵守及び周知の徹底</p> <p>愛知労働局は、労働者派遣法の改正事項の定着及び実効確保を図る観点から、次の措置を講じる必要がある。</p> <p>① 派遣元事業者に対して集団指導や個別指導等の機会をとらえ、制度改正の一層の周知徹底を行うとともに、派遣労働者に対しても制度等の説明を丁寧に行うよう指導すること。</p> <p>② 派遣労働者の待遇の改善については、派遣先事業者の協力も不可欠であることから派遣元事業者を通じた派遣先事業者への制度改正の周知が活発に行われるよう、派遣元に対する指導、助言等を行うとともに、事業者団体等に対して派遣労働者の待遇改善に向けた周知を行うこと。</p>	<p>① 派遣元事業者に対して集団指導や個別指導の機会をとらえ、改正派遣法を含む制度周知の資料を配付し、丁寧な説明をするとともに、派遣元事業者の個別指導の際には派遣元事業者が派遣労働者や登録者等に対する制度説明のための資料を配付して、派遣労働者等へ制度等の説明を丁寧に実施するよう指導します。</p> <p>② 派遣元事業者に対して集団指導や個別指導の機会において、派遣先事業者用の制度周知用リーフレット及び自主点検表を配付し、派遣先事業者等に制度改正の周知をするよう指導助言を行います。また、事業者団体等に対する集団指導等の機会をとらえ、派遣労働者の待遇改善に向けた周知を行います。なお、事業者団体等には、各種研修会等において当部職員が説明を行う旨の案内通知を平成 26 年 7 月 11 日付けで送付済みです。</p>
<p>(2) 法改正事項以外の遵守の徹底</p> <p>愛知労働局は、労働者派遣法の遵守による、派遣労働者の保護及び雇用の安定を確保する観点から、個別指導や集団指導等において派遣元及び派遣先事業者に対し次の事項について指導する必要がある。</p>	

<p>① 労働者派遣契約書、派遣元及び派遣先管理台帳の適切な記載等、派遣元指針、派遣先指針に定める労働者派遣に係る基本的な遵守事項を更に徹底させること。</p> <p>② 愛知労働局のホームページに掲載されている派遣元及び派遣先事業者用の「自主点検表」については、各点検事項に係る詳しい解説を添付したり、関連資料もあわせて掲載するなどし実効を高めるよう検討すること。その際、ホームページについて、事業者が自主的に自主点検表を入手しやすくなるよう必要な改善を図ること。</p> <p>③ 特に派遣先事業者における「自主点検表」による自主点検を促す観点から、派遣元事業者に対して、派遣先事業者用の「自主点検表」を契約している派遣先事業者に周知・配布させることなど必要な改善を図ること。</p>	<p>① 個別指導や集団指導において、労働者派遣契約書、派遣元及び派遣先管理台帳の適切な記載等、派遣元指針、派遣先指針について、見本様式等の関係資料を指導事業者全てに配付し、基本的な法令遵守事項を丁寧に指導を行います。</p> <p>② 派遣元及び派遣先事業者用の「自主点検表」については、平成 26 年 7 月 16 日に様式内容を改訂するとともに点検事項に係る詳しい解説を添付し実効を高めるようにしました。当労働局のホームページへの掲載場所についても、同日、利用者から入手しやすい場所へ掲載する等の見直しを行いました。</p> <p>③ 派遣先事業者用の「自主点検表」については、派遣元事業者に対する個別指導及び集団指導の際に派遣元事業者に必ず配付し、派遣元事業者から派遣先事業者に配付し、自主点検を促すよう指導することとします。</p>
<p>(3) 派遣元及び派遣先事業者における法令遵守の自主的な取組</p> <p>愛知労働局は、派遣元及び派遣先事業者において適正な事務処理を行わせる観点から、個別指導等の際に、派遣元及び派遣先事業者における推奨的な事務処理事例の収集に努めるとともに、当該事例について集団指導等の際の資料としたり、愛知労働局のホームページに公開するなどして、関係者に周知を図る必要がある。</p>	<p>平成 26 年 7 月以降、個別指導の際に派遣元及び派遣先事業者の事務処理事例の収集に努め着手しているところであり、取りまとめのうえ関係事業者の了承を受け、平成 27 年度において、集団指導等の資料として作成し、当局ホームページにも掲載するなど、事例の周知を図ります。</p>
<p>2 労働者派遣事業の適正な運営の促進</p> <p>愛知労働局は、派遣元及び派遣先事業者が労働者派遣事業の適正な運営を行うことにより、派遣労働者の保護の一層の推進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 集団指導への事業者の出席状況を経年的に把握するなどして、出席率</p>	<p>① 集団指導への派遣元事業者の出席状況を経年的に把握するとともに、</p>

を高める措置を確実にとること。

- ② 事業者に対する個別指導を適時、的確に実施するため、過去の指導状況を経年的、横断的に把握できるよう個別指導事業者の横断的な整理、分析等を行うこと。
- ③ 厚生労働省本省に対して、指導監督業務の省力化、より効果的な実施のため、需給調整事業システムの改訂も視野に入れた検討を提案すること。
- ④ 是正指導事項の公表について、個別指導を受けていない事業者も自主的にチェックし、事業者自らが改善できるよう、その内容の一層の具体化など充実を図ること。
- ⑤ 改正事項にかかわらず、派遣労働者の保護や均衡待遇の推進について、事業者団体を対象とした研修会など、各種の機会をとらえて積極的に講師を派遣すること。

集団指導での説明内容に派遣労働者に対するキャリアアップ等を促進するための事業主助成制度を加えるなど、出席率を高める措置をとります。

- ② 事業者に対する個別指導については、過去の指導状況を経年的、横断的に把握し、整理分析を行います。
また、平成 16 年法改正以降、派遣元事業者数が急速に増加し、重篤な法違反には労働者派遣事業改善命令・事業停止命令を行うなど厳格な指導監督を行うこととしているところであり、厳格な行政処分と行政指導である個別指導とのバランスを考慮しつつ、上記①の集団指導に出席をしていない派遣元事業者に対しては、優先的な指導対象とするなど指導に努めることとします。
- ③ 需給調整事業システムについては、厚生労働省本章に対して提案を行いました。
- ④ 是正指導事項等の公表については、個別指導を受けていない事業者も自主的にチェックし、事業者自らが不十分な箇所を改善できるよう、指導監督の事例等を掲載するなど充実を図り、平成 26 年 6 月 26 日に公表しました。
- ⑤ 事業者団体等（123 団体）を対象に講師派遣の案内通知を平成 26 年 7 月 11 日付けで行い、各種の機会をとらえ、当局から積極的に講師を派遣します。